

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 削除</p> <p>九〇二十六 (略)</p> <p>一〇七 削除</p> <p>一〇八〇五十七 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 パクリタキセル静脈内投与、カルボプラチン静脈内投与及びベバシズマブ静脈内投与の併用療法(これらを三週間に一回投与するものに限る。)並びにベバシズマブ静脈内投与(三週間に一回投与するものに限る。)による維持療法 再発卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん</p> <p>九〇二十六 (略)</p> <p>一〇七 慢性心不全に対する和温療法 慢性心不全</p> <p>一〇八〇五十七 (略)</p>